平成２３年（フ）第５６７２号
大阪市生野区新今里６丁目16番４号
債務者　佐々木文男
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６８４号
大阪市港区南市岡３丁目１番12―212号
債務者　五林　敏行
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６８９号
大阪府池田市五月丘２丁目３番14―202号
債務者　柴田　照美
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７０５号
大阪市都島区毛馬町５－９－７
債務者　出口　正代（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７１４号
大阪府高槻市登町18番Ｂ11―205号
債務者　田中　真樹
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７３５号
大阪市住之江区御崎１丁目１番12号　第二眉山マンション20号
債務者　保田　泰秀
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７４６号
大阪府四條畷市岡山３丁目８番30号　ハイツ山内205
債務者　尼崎　公一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７４９号
大阪市西成区旭２丁目５番20号　旭南ハイツ301号
債務者　石原　計明
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７６１号
大阪府門真市宮前町13番６―103号
債務者　吉田　保喜
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７６９号
大阪市生野区巽北２丁目10番12号　パウゼ巽403
債務者　朴　　敬男
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７７０号
大阪府東大阪市若江本町３丁目６番23号
債務者　平井　千賀
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７７３号
大阪市西区本田２丁目10番８号401
債務者　本林　志郎
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７７４号
大阪市住吉区遠里小野１丁目７番21号
債務者　冨岡　重行
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７８３号
大阪市住吉区苅田８丁目10番８号　寺西マンション202号
債務者　中村　佳子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６９号
長崎県長崎市女の都２丁目６番２号　野副アパート１ＦＡ－２
債務者　桜田　敏広
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
山形県酒田市東泉町１丁目３番地の５　麓荘１号
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３８９号
埼玉県越谷市北越谷２丁目27番６号　ライトコープ北越谷102
債務者　横田地　実
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
埼玉県吉川市吉川団地４番２号503
債務者　石井　とよ
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係